

○吉川沙織君 立憲・国民 新緑風会・社民の吉川沙織でございます。

総務省行政評価局の調査、様々やっております。例えば、平成二十九年九月に公文書管理に関

する行政評価・監視の結果を公表し、一回目のフォローアップは終わっているところでございます。それを、勧告後につくられたもの一つとして、

内閣府の中に独立公文書管理監、そして公文書監察室が設けられたり、あとは、行政文書の管理に関するガイドラインも改正をされて、なるべく行政の事業に対する合理的なプロセスの検証や跡付けができるようにということになっているんですけど、今、行政文書そのものが破棄をされていたりして、できないような状況になっています。経営委員会には議事録公表しなければいけないというものがありますが、その在り方等について今日は伺っていききたいと思います。

今から五年前の平成二十六年六月十七日のこの総務委員会において、私は経営委員会議事運営規則について取り上げました。公表すべきではないですか、総務委員会にお出しただけませんか。当時の経営委員長にお伺いして、理事会に翌々日出していただきました。この議事運営規則、理事会に提出いただいたものを拝見いたしますと、右肩に、最後の改正は平成二十三年六月二十八日と書いてあります。一方で、かんばん問題の発覚後、野党のヒアリングに提出された議事運営規則の第五条を抜粋した資料とを見比べると、変更点がかなりあります。

平成二十三年の改正以降、議事運営規則につい

て、いつ、どのような理由で、どのような点を変更したんでしょうか。経営委員長にお伺いいたします。

○参考人（石原進君） お答え申し上げます。

二十三年六月の改正以降の改正につきましては、平成三十年十月九日に改定しております。

議事録での個人情報取扱いについて、例えば賞の受賞者など公表するものもありますが、それまでの規程では例外なく非公表とするものと解釈される懸念があるため、一層透明性を確保できるように、経営委員会で公表する正当な事由があると経営委員会が合理的な判断をするときは、議事録から当該事項を……

○委員長（若松謙維君） 石原委員長、マイクを少し下げて聞きやすく。

○参考人（石原進君） 申し訳ございません。

経営委員会で公表する正当な理由があると経営委員会が合理的な判断をするときは、議事録から当該事項を除かずに公表することができる旨の改正を行いました。

手続としては、経営委員会による、経営委員による経営委員会での決定であります。

○吉川沙織君 今、経営委員長から御答弁いただきました。平成二十三年以降ですと、平成三十年十月九日に改正をして、今おっしゃった内容の旨等を改正されたということでした。

実際、十一月十九日の衆議院総務委員会において、経営委員長は、内容、これらの「内容に関して政府に御確認いただくことはありません。」と答弁なさっていますので、経営委員会として自律的に変えたということだと思います。

今、経営委員会の中ということもあるんですが、改めて確認をさせていただければと思います。平成二十六年六月十九日の参議院総務委員会理事会に提出をいただいた議事運営規則が改正された日、これは先ほどから申し上げておりますとおり、平成二十三年六月二十八日、この日に開かれている経営委員会の議事録を見ても、議事運営規則についての記述はありません。でも、議事運営規則の改正は、結局は経営委員会の中で行われているということでしょうか。

○参考人（石原進君） お答え申し上げます。

平成二十三年六月に行った、経営委員の情報管理は、議事録公表以前は、委員長の責任において一元的に対応する旨の改正を行ったわけでございまして、平成二十三年六月二十八日の経営委員会の議事録で公表しております。

その際のやり取りについて、経営委員の情報管理に関する内容のため、経営委員会議事運営規則第五条第四項に、議事経過及び資料については経営委員会が次の各号に該当すると認めた事項を除いて公表するという規定の中の三号でございます。

審議、検討又は協議に関する情報であつて、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるものに該当すると判断し、非公表にしたと認識しております。

いずれにいたしましても、経営委員会としては、説明責任を果たすことは重要と認識しております。視聴者・国民の御理解をいただけるよう、より一層透明性を確保できるよう検討していきたいと考えております。

○吉川沙織君 恐縮なのですが、多分問いと答弁が合っていないと思います。

今お伺いいたしましたのは、平成二十三年六月二十八日の議事録を見てもないんですけれども、そこで議論はされた、非公表か公表されたかというのを伺っているのではなくて、そこで行われた扱われたということでしょうかというお伺いしております。

○委員長（若松謙維君） 石原委員長、答弁をお願いいたします。

○参考人（石原進君） その日の経営委員会で情報管理の問題について議論して決めたということでございます。

○吉川沙織君 その日の経営委員会で扱ったという形跡をどこに発見しましたかという、二十六年六月十九日の総務委員会の理事会にお出しいた

だいたいの右肩にある日付の日の経営委員会の議事録を拝見して、扱った形跡がある。その形跡の一つとして、議事経過一のところを経営委員会規程等の変更についてというのがあつて、その等の中に議事運営規則の改正の議論も含まれるということでしょうか。

○参考人（石原進君） 申し訳ございません。お答え申し上げます。

等のところを議論されたということでございます。

○吉川沙織君 等の中に含まれるけれども、結局どういう手続によつて、どういう経営委員会の議論によつて議事運営規則が改正されたかというのは、これは非公表の扱いになっておりますので読み取ることではできません。

それで、さっき先に多分答弁いただいたと思うんですけども、当該部分の議事録は公表されていませんが、この公表されていない理由は、議事運営規則第五条第四項のどの項目に該当しますでしょうか、お伺いいたします。

○参考人（石原進君） 議事運営規則第四項、議事経過及び資料については、経営委員会が次の各号に該当すると認めた事項を除いて公表するという規定の中の三号に、審議、検討又は協議に関する情報であつて、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害するお

それがあるものに該当すると判断をいたしました。

○吉川沙織君 第五条第四項の三に該当するとう答弁でした。

では、一方で、またもう一個非公表とされたものについて、どれが適用されたのかについて伺います。

経営委員会は、一連のかんぽ問題に関して、日本郵政からの抗議への対応について、当初、議事録を完全に非公表とされていきました。が、十月十五日の経営委員会において、非公表を前提に行つた一連の経営委員会での議事経過を公表することとされました。

当初、議事録を完全に非公表とした根拠は、議事運営規則第五条第四項のどの項目に該当すると判断をされて非公表とされたんでしょうか、お伺いいたします。

○参考人（石原進君） 第五条第四項の規定の中の三号、審議、検討又は協議に関する情報であつて、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるもの、もう一つは五号、法人等に関する情報であつて、公表することにより、当該法人等又は当該個人事業主の権利、競争上の地位、その他事業の遂行を不当に害するおそれがあるもの、これらに基づき総合的に判断したものでございます。

○吉川沙織君 先ほど、議事運営規則を平成三十

年に変えたときに非公表とした理由は議事運営規則第五条第四項の三、で、日本郵政からのかんぽ問題の一連の議事経過も、最初は公表しない、非公表とした理由についての議事運営規則の根拠は第五条第四項の三と五という答弁でした。

実は私、これ、どれが来るかなと思って眺めていたんですけども、この議事運営規則第五条第四項で該当するもの、次に掲げるものとして、何項目もあるんですけど、三の概念が一番広く読めます。これ、三は何を書いてあるかと申しますと、審議、検討又は協議に関する情報であって、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるものとされていて、これって結局、何でもかんでもそこに当てはめれば全部非公表となりやしないかという懸念が生まれる、一番この三番が懸念なんですけれども、石原委員長、いかがでしょうか。

○参考人（石原進君） お答え申し上げます。

NHK、特に経営委員会、議事の内容をできる限り公表して透明性を図るという努力をしているものでございます。

確かに、委員おっしゃるとおり、かなり解釈によつては広範囲に取られる可能性はあると思いますが、いずれにしても、議事録の公表については、議論の内容をできるだけ詳しく載せるということを中心に透明性を高める努力を努めております。

○吉川沙織君 放送法第四十一条にも根拠規定ありますし、何より、冒頭申し上げましたとおり、後で、本当にそのときの方々がどう判断をして、NHK、公共放送たるNHKがどこに向かうのかとか行政の運営が後で検証できるようにするために、ある程度、議事録というのは公表することが原則であるならば、全て明らかにするのが本筋だと思います。

なかなか非公表のものが多くありますから、もしかしたら経営委員会の議事運営規則のほかにも根拠があるのではないかと申してひたすら国会の会議録読んでおりましたところ、十一月七日の衆議院総務委員会において経営委員長はこう答弁されています。申し上げます。「経営委員会の事務取扱基準規程というのがございまして、そこで、相手のある話であるということの中で、公表をしないという前提で議論いたしましたので、非公表とさせていただきます」。議事運営規則ではなく、事務取扱基準規程を根拠に答弁されています。事務取扱基準規程とは、どのような根拠により誰が何を定めている内規なんでしょうか。議事運営規則と事務取扱基準規程はどのような関係にあるのか、お伺いいたします。

○参考人（石原進君） 事務取扱基準規程というのはございせん。私、当日、間違えて答弁を申し上げました。経営委員會議事運営規則のこと

でございます。

○吉川沙織君 NHKがウェブ上で公開している、経営委員会規程というのは公表されています。第六条第五項において、「議事録の作成・公表および会議の運営については、本規程で定めるほか、経営委員會議事運営規則の定めるところによる。」と規定されています。また、放送法第四十一条においても、経営委員会の定めるところにより議事録を作成し公表しなければならないとされていますが、そこで言及もされていない事務取扱基準規程に従い議事録の公表、非公表という重要な事項を判断するのは、透明性を確保する上で大いに問題があるのではないかと思います。実はこの問いを立てました。

もう国会の衆議院の当該日の会議録は確定原稿になっています。言い間違いであつたという御答弁でしたけれども、委員会後に内部で未定稿の原稿出ます。チェックを始め、NHK経営委員会自体にも緊張感が欠如しているのではないかと、若しくはこの立法院の委員会をないがしろにしているのではないかと、こういう懸念を私持っています。

立法院、まあ国民・視聴者を代表するという立で付けてこの国会でNHKに関する様々なことを議論するわけですけども、ここでの答弁と御発言は、経営委員長御自身よくよく御存じでいらつ

しやるかと思いますが、経営委員会事務局も含めて緊張感を持って対応いただければと思います。ハウスは違いますけれども、ここで言い間違いだつたということは記録として残りますので、議事運営規則のほかにはないということは理解をいたしました。

この公開しない理由について伺いたいと思います。

平成二十六年六月十七日に、私自身、当時の経営委員長にこうお伺いしました。「NHK経営委員会は今すぐに議事録に関する経営委員会の規程を公開すべきと考えますが、経営委員長の見解を伺います。」と申し上げ、それに対して当時の浜田経営委員長はこう答弁されました。「議事録や規則の公表については、円滑な議事運営の確保や経営委員会自身のガバナンスの重要性の観点から検討する必要があるかなというふうに思っております。」と答弁なさいました。

現在に至るまでNHKのウェブ上で議事運営規則公開されていませんが、なぜ公開しないんでしょうか、教えてください。

○参考人（石原進君） お答えいたします。

経営委員会として説明責任を果たすことは重要と認識しております。議事運営規則につきましては、視聴者・国民の御理解をいただけるよう、より一層透明性を確保できるように、公表について改

めて検討してまいります。

○吉川沙織君 今、経営委員長から改めて検討をさせていただくという旨の御答弁ありましたけれども、では、私申し上げて、当時の経営委員長が前向きな答弁をしていたから五年たつています。この間、経営委員会での点について検討は行われましたでしょうか。

○参考人（石原進君） 経営委員会といたしましては、できる限りの透明性を図るという観点から、議事録公表について前向きに常に進めてまいりました。

先日、数字を申し上げたことがございますが、百八十七の審議・報告事項が経営委員会ではございました、昨年一年間でですね。そのうち非公表としたのは二十三件ということでした。我々の努力、この辺で申し上げておきたいと思えます。

○吉川沙織君 済みません、今お伺いいたしましたのは、議事運営規則についての公表について検討をいただきましたか、この間いただいていないですかというお伺いでございますので、もう一度よろしく願います。

○参考人（石原進君） イエスカノーかの御質問でございますので、公表について、規則の公表についての検討ということはしてまいりませんでした。しかしながら、できる限り公表するというこ

との努力はしてまいりました。

○吉川沙織君 できる限り公表するというのは、これ、議事録の詳細な内容であつて、経営委員会規程は公表されています。

議事運営規則も公開してはいかがですかということですのでお願いをして、この間、実は石原経営委員長にこの総務委員会場で質問申し上げるのは私、初めてでございます。前の委員長にはもうさんざん質問させていただいたんですけども、今回、国会同意人事で石原委員長の再任の案は政府から示されておりませんので、恐らくもうすぐ任期満了になって、また次に引き継がれていくことになるかと思いますが、前回の経営委員長が前向きな答弁をされて、それが全く議論をされなかった、引き継がれていなかったということはとても残念に思いますので、是非、後任がどなたになるかは互選ですし分かりませんが、引き継いで、情報公開に係る規程ですので、議事運営規則公開に向けて議論をしていただきたいと思います。

ここで、総務省に伺います。

今年の常会では、NHKの常時同時配信を解禁する改正放送法成立いたしました。その中で、今ずっと議論をしてまいりました情報公開に係る規定の新設も行われました。具体的には、NHKの情報公開に関する規定として第八十四条の二を新

たに設け、第一項において、NHKに総務省令で具体的に定める情報の提供を義務付けるとともに、第二項で、NHKは情報の公開に関する施策の充実に努めるものとするのが規定されました。

この八十四条の二というものを新たに設けた趣旨について総務省にお伺いいたします。

○政府参考人（吉田眞人君） お答え申し上げます。

ただいま御指摘の新たに設けました条項でございますけれども、いわゆるNHKに関する様々な情報提供、特にNHKの経営や業務の実態についてに関する情報につきましては、これは国民・視聴者からの的確な理解や批判をいただくといったようなことで、適正な経営の確保につながるものというふうに考えております。

そのため、これまでNHKにおいても自主的に情報公開の取組を実施はしてきているところではございますけれども、NHKに関する内部統制の運用状況ですとか、あるいは子会社などの人件費など、基礎的な情報が十分に提供されていないといったような面も見受けられたところでございます。

このための、改正の放送法におきましては、独法等の情報公開法の情報提供制度なども参考にいたしまして、組織、業務及び財務並びにその子会社等に関する基礎的な情報などについて提供する

ということを新たに義務付けたところでございます。

○吉川沙織君 この改正放送法の成立を受けて、本年十月八日に改正放送法施行規則が公布をされました。この第五十五条の第二項において、放送法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報というものが列挙されています。そのうち、第二号又は、「経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料」とされています。

この第二号又はNHKの経営委員会議事運営規則は含まれますか、含まれませんか、どつちでしょうか。

○政府参考人（吉田眞人君） 今御指摘の事項につきましては、今御指摘の条項の又でございますけれども、これにつきましては、議事録又は議事の概要その他の資料ということで、経営委員会その運営上策定されておりますまさに議事録等を中心に、その議論の内容に関するものを想定はしております。

今御指摘のNHKの運営に関する、議事運営規則等の運営上に関する規程自体、個々のものにつきまして、それは含まれる含まれないということ

を今ちょっと、含まれるということ想定して策定したものではありませんけれども、まず、この何が、これから公表するかにつきましては、経営委員会に関するものについては、まずは、この条項に沿いまして経営委員会においてまずは御判断をいただきたいというふうに思っております。

○吉川沙織君 含まれないということでもいいんですね。

○政府参考人（吉田眞人君） 今、まだこれ改正省令、公布をいたしましたして、これから施行でございますけれども、この施行後、これが有効になりました時点において、まずはこの条項を踏まえまして、NHKの経営委員会において何を公表対象とするかについては御検討をいただきたいと思っております。

○吉川沙織君 では、違う角度から伺います。

国民・視聴者の信頼の上に成り立つ公共放送たるNHKにとって、運営の透明性確保は必要不可欠だと思えます。

改正放送法の第八十四条の二の趣旨も踏まえ、経営委員会で決めることだと今局長、答弁でおっしゃいますけれども、この経営委員会、議事録公表しなきゃいけないものが、どんどん非公表のものが残念ながら増えていく中で、せめて何によつて、ああ、これ公表されているのかされていないのか視聴者の方に分かるようにするために、議

事運営規則等の内規について、NHKに公開促すか義務付けるべきではないかと思うんですが、御所見をお伺いします。

○政府参考人（吉田真人君） 今御指摘のありますように、例えば議事録につきまして、御指摘の四十一条を含めまして、NHKの経営の透明性、これは経営委員会におきまして、その執行部におきまして、これが確保されることは極めて重要であるというふうに考えております。

このような情報の提供、公開につきましては、まずは放送事業者であるNHK、これは経営委員会におきまして、執行部においても自律的にまずは検討をされるということが望ましいというふうに思っておりますけれども、ただ、必ずしもそれが十分でない場合は、例えば今回の改正をいただきまして、それを踏まえまして、今御指摘の省令を新たに策定いたしましたように、制度的な対応というものも必要になってまいるかと思っております。

今、経営委員会の情報提供に対して今ある御指摘ございましたけれども、これにつきまして、今石原委員長の方から一部また検討するというふうな御答弁なされております。

私どもといたしましては、まずは、経営委員会がこれまでの御審議等を踏まえまして自律的にまずは対応、検討をなされることが望ましいと考え

ておりますけれども、その検討状況も踏まえまして、もしも必要に應ずれば、制度的な面についても改めて総務省としても検討をしてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 長い答弁でございましたけれども、例えば、じゃ、今度、経営委員長にお伺いいたします。

毎年毎年、三月の終わりにはNHKの予算案がこの衆議院と参議院の総務委員会で議論をされます。大抵、まあほぼ大抵、全会一致でNHKに対して附帯決議付けるわけですけども、その中で、特に今年度、当委員会として、「議事録の適切な作成・管理に努めること。」と、こう附帯決議を第九項目で決めて、それに対してNHKの会長は、「ただいまの附帯決議は、協会運営の根幹を成すものでございますので、十分踏まえて業務執行に万全を期したいと考えております。」とおっしゃっています。

これまでの国会での議論や附帯決議を踏まえると、既に国会で何度も取り上げている詳細な議事録の公開というものを求められるでしょうし、議事運営規則等の内規も国民・視聴者に対して広く公開すべきだと思うんですけれども、経営委員長の御所見、お伺いいたします。

○参考人（石原進君） 今年十月の経営委員会で、経営委員会が会長に注意を申し入れたことの重要

性、そして経営委員会の透明性という観点から、経営委員会の総意として議事経過を公表し、昨年三回の経営委員会の議事録に掲載したわけでございます。

しかしながら、非公表部分を公表するというのは異例の対応でございまして、人事とか、あるいは個人のプライバシーに関する事案とか、率直な意見交換をすることが必要な経営課題など、非公表とすることがふさわしい案件もあります。非公表を前提として行った意見交換について議事録を公表することになりますと、今後の自由な意見交換や多様な意見の表明を妨げるおそれがあるなど、経営委員会の運営に支障を来すことが考えられますので、開示することを控えさせていただきたいと。

以上です。

○吉川沙織君 今お伺いいたしましたのは、今、その特定の案件を申し上げたわけではなくて、議事録の非公表となっているものの、できる限りこれからは公表してくださいということの検討と、その第五条第四項の何をもって、ああ、これ公表になっていないのかなと国民・視聴者の方がせめて分かるような内規ぐらいは出してはいかがですかという、そういう問いでしたので、先ほど検討されるという答弁いただきましたので次に行きま

すけれども、是非そこはちゃんと議論をしていた

だきたいと思ひますし、国民・視聴者に対する情報公開という観点で求められるものだと思います。

今おっしゃったので申し上げますけれども、石原委員長は十一月十九日の衆議院総務委員会において、「人事や個人のプライバシーに関する事項、あるいは率直な意見交換をすることが必要な経営課題などもございます。」とおっしゃいましたが、今回の日本郵政の抗議については、率直な意見交換をすることが必要な経営課題だから発言者が特定できないということはおかしいということをし上げてまして、今、八十四条の二、情報公開の規定でしたけれども、もう一つ大きな改正が今回の常会の改正法で行われました。NHKの常時同時配信に関するについてです。

私、今年のNHKの予算審議のとき、三月二十八日の当委員会で、常時同時配信の適正規模と肥大化に、このところの決算額を答弁いただきましたが、ある意味では警鐘を鳴らしたつもりですけれども、この常時同時配信の実施に向けてNHKが認可申請を行ったNHKインターネット活用業務実施基準の変更にについて、総務省は、十一月八日にNHK案に対する現時点の基本的考え方を公表し、十二月八日までパブリックコメントを行うとともに、NHKに対して総務省の基本的考え方について検討することを要請し、同じく十二月八日までにその結果を報告することを要請されてい

ます。

また、総務大臣は、同日、十一月八日の記者会見において、「まだできていないことをクリアしていたかなければならないと思っております。」とおっしゃっています。

基本的な考え方において、今回、認可の適否を示しております。これまでNHKが認可申請を行った実施基準案について、認可の適否を示さずに総務省の考え方を出したこととてありますから、ありませんか。

○政府参考人（吉田真人君） これまで、NHKから認可申請のありましたインターネット活用業務の実施基準案につきましては、これまで、平成二十年にこれを初めて策定いただいてから過去五回変更しておりますけれども、認可の適否、これまでは認可の適否を示して意見募集を実施してきております。認可の適否を示さずに意見募集を行うのは今回が初めてでございます。

○吉川沙織君 これから伺っていききたいと思ひますけど、今まで五例全部拝見しました。全然、今回の考え方、作りが違います。

パブコメも今取っていると思うんですが、現時点でパブリックコメント、どれぐらいの意見概数で結構です、どれぐらい、多いとか少ないとか、そういうのあったら教えてください。

○政府参考人（吉田真人君） 恐縮でございます、

今手元に本日時点の正確な数字持っておりませんが、相当数、数千から場合によりましては万に上る意見が出てくるのではないかと考えております。

○吉川沙織君 前回のときは実はすごい少ない数でしたので、今回いかにいろんな方の関心が高いかということの表れだと思います。

実は、このパブリックコメントというのは平成二十七年四月以降、運用が変えられています。意見が百一件以上寄せられた場合は、意見を考慮する期間として最低十四日間を確保しなければならぬとされています。基本的な考え方に対するパブリックコメントの受付は十二月八日までとなっています。ただ一方で、NHKの実施基準案の認可に当たっては、放送法第七十七条第一項第二号に基づき、電波監理審議会への諮問も義務付けられています。

既に少なくとも数千から万超えているかという局長の答弁でしたので、多数のパブリックコメントが寄せられていますけれども、電監審への諮問はこれ一いつ頃行う予定なんでしょうか。めどがあれば教えてください。

○政府参考人（吉田真人君） 今御指摘のように、本件認可のためには電波監理審議会を経る必要があります。

電波監理審議会は、定例日決まっておりますけれども、場合によりましては臨時会というふうな

ことも想定はされようかと思えます。今現時点で、いつの時点の電波監理審議会にお諮りするかということは決まっております。

○吉川沙織君 なぜこういう問いを立てさせていたのだかといいますと、この国会において放送法は改正をされました。いろんな施行規則なんかも作られているわけですし、NHKも、ガイドラインに基づいて認可を行ったら、今までは、その基本的考え方とときに、ああ、認めます、認めません、まあ認めませんということとはなかったわけですが、結果としていいとも悪いとも書いていない。

そうなったときに、例年であれば、NHK予算案は一月中旬に経営委員会による議決を経た上で総務大臣に提出をされています。例えば、今年度予算に関しては一月十五日です。今回の実施基準案の認可とNHKの来年度予算編成は密接に関係しています。今のスケジュール感、十二月八日にいろんなものをNHKからもう一回出し直しさせて、そこから、パブリックコメントが既にもう千件超え、百一件超えた時点で十四日、間置かなきやいけない。そうなったときに、一月中旬の予算編成に間に合うと総務省考えていますか。

○政府参考人（吉田真人君） 今御指摘のように、例年、NHKの次年度の予算につきましては、一月中旬、これNHKの経営委員会を経て提出を

いただいております。私どもは、そのスケジュールは念頭に置きながら様々な業務を推進しているところでございます。

○吉川沙織君 総務省は、NHKから申請があったもの、NHKが申請、認可申請出すに当たっても、変更認可申請出すに当たっても、例えば今年の九月六日に、ガイドライン、実施基準の認可に関するガイドラインを総務省自身が最後改正して、それを示しています。それを見てNHKは実施基準のこの変更認可申請出して、十月十五日に出しているわけですが、それに対して十一月八日、総務省が出したこの基本的考え方というのは、今までの五回の作りとは全く違います。何が違うかというと、NHK案に対する総務省の基本的考え方という項目がすごい下で、その上の方に、業務の実施に当たって留意すべき事項として、業務全体、受信料の在り方、ガバナンス改革についてNHKに検討を行うことを求めています。

一方で、先ほどから申し上げております本年九月六日に公表した実施基準の認可に関する新しいガイドラインの一ページにはこう書いてあります。「手続の透明性や認可の適否の予見可能性の確保を図ることを目的とする。」と書いてありますが、このガイドラインの中に、業務全体、受信料、ガバナンスの在り方というのは一切言及がありません。

この三位一体改革に関するNHKの検討状況は、実施基準の認可の適否を判断する材料となり得るのか、そうならないのか、どっちでしょうか。

○政府参考人（吉田真人君） NHK自身、NHKは受信料に基づいて運営されている事業体でございますので、非常に効率的な運営を図っていた必要があると思っております。この点については累次の、例えば予算に付します総務大臣の意見などでも触れているところでございます。そのような考え方に基きまして、今回、そのインターネットの実施基準を、認可の適否を判断するその前段といたしまして、私どもの意見を提示をさせていただいて、世の中一般の皆様の御意見を伺い、そしてかつNHKの考え方も伺いたいということでございます。

今、それが関係するのかもしれないということでございますれば、いただいた御意見やNHKからの御回答の内容は認可についての参考の材料というふうにはなると思っています。それらを踏まえまして、私どもといたしましては、認可について厳格に審査をしてまいりたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 十二月八日まで意見募集やって、十二月八日までにNHKも多分もう一回、言われたことに一生懸命頭を悩ませながらも一回申請出さずんだけれども、そこから十四日以上置

いていたら年末です。一月が来て、どういう形になっていくのか分かりませんが、今までの基本的考え方の構成は、最後に結論があつて、これを認可することが適当であると考えたと書き、最後には今後のプロセス、こういう作りでした。今回、思いつ切り内容が変わっていますので、少しお伺いをしました。

ここで、石原委員長、一つ見解を伺いたいです。これ通告しておりませんので、もし感想なかったら構いません。

NHKはこの総務省の基本的考え方についてどのように受け止めたか。上田会長は、この総務委員会における放送法改正案審議の際に、来年三月の聖火リレーまでには間に合うように準備をさせていたきたいと答弁されていたんですけれども、結果としてすごい後ろにずれている感が否めません。どういうふうに通務省のこの考え方受け止めておられるか、経営委員長の立場で御感想があればお伺いいたします。

○参考人（石原進君） タイミングとしては非常にタイトであることは間違いないと思います。そういった中で、総務省の御指摘でございますので、しかも中身が三位一体の問題。これ、いずれもNHKにとりましても極めて、ガバナンスもあるいは受信料の問題も経営の基本でございますので、この際、本当にできる限りの対応をしていくと、

していくべきであるということを、私、経営委員会としても執行部には言っておりますし、執行部はそういった今努力を総務省さんとの間でやっているものと認識しております。

○吉川沙織君 私も、三月二十八日の総務委員会では、二・五％は大事だということと、最近決算額見ると順調に上がっているといっている、これどうなんですかねと会長にはお伺いをさせていたいただいておりましたが、まあ放送法は通つて、結果として、出してみたら、はい、駄目、一旦保留みになっている、ちょっとお伺いをいたしたい。

最後に、今の会長は、一月二十四日、来年の一月二十四日に任期満了となります。七月二十三日以降、指名部会が開催をされています。十月十五日には次期会長の資格要件が決定され、要件は、前回会長が任命されたときの要件と同様、五項目が掲げられています。

参議院総務委員会では、私もちょうどそのとき関わっておりますけれども、前会長の一連の問題を踏まえ、平成二十六年度から平成二十八年度のNHK予算案に対する附帯決議において、「会長の選考については、今後とも手続の透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について検討するこ

と。」を求めてきました。

これらの附帯決議を十分に考慮し、公共放送の会長としてふさわしい人物を選考いたしたいと思うんですけれども、経営委員長の御所見を伺います。

○参考人（石原進君） 次期会長の選考、経営委員会にとりまして最も重要な仕事のひとつだと思っております。今おっしゃいましたように、今年七月から指名部会を立ち上げまして議論を開始しております。その中で、十月十五日に次期会長の資格要件を五項目決定いたしました。

その五項目とは、NHKの公共放送としての使命を十分に理解している、二つ目に、政治的に中立である、三つ目に、人格高潔であり、説明力に優れ、広く国民から信頼を得られる、四つ目に、構想力、リーダーシップが豊かで、業務遂行力がある、五つ目に、社会環境の変化、新しい時代の要請に対する確にに対応できる経営的センスを有する、以上五項目でございます。今後、この資格要件に沿ってふさわしい人物を選べるよう進めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今日は経営委員長にお越しいただいて、議事運営規則の公表の在り方、つまり、後で国民・視聴者が、どうやってこれは非公表になったのか、公表されているのか、せめてそういう規則ぐらひは、前の経営委員長は前向きに検討す

ると言っただけで、是非そこはしっかり引き継いでいただいて、今回の改正放送法は、情報公開を求めると同時に、常時同時配信についても規定を求められます。しっかりとその予算案が提出されるような取組を総務省に対しても求めたいと思いますし、公共放送NHKについてはこれからもしっかり見ていくということを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。